

# コンサルティング契約書

(委託者)あなた(以下「甲」という。)と(受託者)株式会社LaughTale(以下「乙」という。)は、以下のとおりコンサルティング契約(以下「本契約」という。)を締結する。

## 第1条(契約の目的)

甲は乙に甲に対するコンサルティング業務を依頼し、乙はこれを受託する。

## 第2条(業務の内容)

本契約において、乙が甲に対して提供する業務(以下、「業務委託」という)は次の通りとする。

- 1) 甲の事業に関するWebサイトを利用した集客に関する助言
- 2) 甲の事業に関する集客を目的とするWebサイトの運用、改善に関する助言
- 3) 甲の事業に関するインターネット広告の出稿、運用、改善に関する助言

ただし、本契約時の各コース内容に含まれないものは対象外とする。

## 第3条(委託業務の遂行方法)

1 甲により日程調整の依頼を行うことで、乙は毎月、各コース指定の回数、甲の業務に関する助言、方針に関するミーティングをZoomにて行う。

## 第4条(再委託)

- 1 乙は委託業務を第三者に再委託しない。

## 第5条(契約期間)

- 1 本契約の有効期限は本契約締結日より1年間とする
- 2 第8条、第9条、第10条及び第13条は本契約終了後も効力を有する

## 第6条(報酬と報酬の支払時期、懈怠約款)

1. 甲が乙に支払う報酬は、各コース販売価格とする。
2. 報酬の支払に必要な振込手数料は、甲の負担とする。
3. 本商品は単体商品であり、本来は一括で初月に購入いただくことが原則の商品。  
※なるべく多くの方が参加しやすいように、分割でのお支払いにも対応している。
4. 本規約に違反した場合、すでにお支払い済みの費用の返金を行わないものとする。
5. 受講者が規約違反により、強制退会を受けた場合でも、本商品の完済義務を負うものとする。
6. 分割払いにつき、計2回以上の支払いを怠った場合は、期限の利益を失い、残金の一括返済を行うものとする。

## 第10条(損害賠償)

乙が甲への誹謗中傷や批判などにより業務上の損害を与えたときは、すみやかにその損害を賠償しなければならない。

## 第11条(契約の解除)

1. 甲は、次の各号の1つに該当したときは、催告なしに直ちに、本契約の全部または一部を解除することができる。
  - 1.1. 本契約に違反し、相当の期間を定めて相手方に対して、その是正を求めたにも関わらず、相手方がその違反を是正しないとき
  - 1.2. 乙の信用、名誉または相互の信頼関係を傷つける行為をしたとき
  - 1.3. 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他倒産手続開始の申立があったとき
  - 1.4. 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立、租税滞納処分その他これに準ずる手続があったとき
  - 1.5. 支払停止もしくは支払不能に陥ったとき、または、手形または小切手が不渡りとなり、手形交換所より銀行取引停止処分を受けたとき
  - 1.6. 合併、解散、清算、事業の全部もしくはその他重要な事業の一部を第三者へ譲渡し、またはしようとしたとき
  - 1.7. その他前各号に類する事情が存するとき
2. 前項に基づく解除は、相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

## 第12条(反社会的勢力の排除)

1. 甲および乙は、それぞれ相手方に対し、次の事項を確約する。
  - 1.1. 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下、まとめて「反社会的勢力」という)ではないこと
  - 1.2. 自らの役員が反社会的勢力ではないこと
  - 1.3. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
  - 1.4. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていないこと
  - 1.5. 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
  - 1.6. この契約に関して、自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
    - 1.6.1. 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
    - 1.6.2. 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
2. 甲および乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要せずに、本契約を解除することができる。
  - (1)前項(1)ないし(5)の確約に反することが判明した場合
  - (2)前項(6)の確約に反する行為をした場合

3. 前項の規定により、本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても解除者は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により解除者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

#### 第13条(合意管轄)

甲および乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、甲の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

以上、本契約の成立を証するため、規約同意欄へのチェックを行い申し込みとする。申込み情報は乙でデータ保管する。

以上

## 以下必ずご確認ください

#### ■参加メンバーにお約束する範囲

本商品は講師が頂いた費用の対価として、メンバーの皆様に提供をお約束し責任を負う範囲は、

- コンサルティングの提供
- コンテンツ(コンサルティングをスムーズに進めるための一部

等、募集ページの各コースのコンテンツ一覧に明記されていることに限ります。募集ページに記載が無い事項のサービス提供は出来兼ねますのでご了承ください。また、ビジネスとは各個人が自己責任のもとで取り組まれるものです。

万が一、参加メンバーが実践中のビジネスにおいて何かしらの損害や損害賠償請求等の法的措置を受けることがあった場合でも、我々が責任を負うことは一切いたし兼ねます。

一般的な良識を持ち普通にビジネスに取り組まれていればまずそのようなことは起こり得ないはずです。

#### ■参加メンバーにお約束する範囲

本商品は「ビジネスで成果を出すための知識とスキルを学び、感性を高める為の商品」です。

「これをやったから100%稼げる」といった、再現性が保証されるノウハウやサポートを販売するものではないことをまずはご理解ください。

改めて言及するまでもありませんが、あらゆるビジネスは個々人の取り組み方や姿勢、知識やスキル、提供出来る価値の大きさに応じて得られる結果も変わってくるものであり、誰が取り組んでも全く同じように成果が出るビジネスは存在しません。

また同様の理由から成果達成保証のようなものもご用意はしておりませんので、ご了承頂けますようお願いいたします。

#### ■ 受講料につきまして

本商品は、指定期間内にオンラインでビジネスを行うために必要なスキルや知識を習得するためのコンサルティングを提供するコースです。

本商品は単体の商品であり、本来は一括で初月に購入して頂くことが原則ですが、なるべく多くの方が参加しやすいよう分割支払いにも対応しているものです。

従いまして「お金が無いので2ヶ月目で辞めます」といった途中解約は一切受け付けておりません。

お支払いが遅延となる場合は事務局よりお支払い催告を行い、ご対応頂けない場合は法的手段に依り請求を行う場合がございます。その場合は、当方指定の管轄裁判所とします。

また、上記第6条(報酬と報酬の支払時期、懈怠約款)6項の通り、計2回以上のお支払いを怠った場合は、期限の利益を失います。

#### ■ 分割のお支払いに関しまして

メンバーにおかれましては『受講料のお支払い』に関して誠意のある対応をお願いしております。

クレジットカード決済・銀行振込共に各月の決済日は下記の通りとなります。

初回お支払い期日:お申し込みから3営業日以内。決済完了された方より受講メンバーとしてお迎えします。

2回目以降の請求日:初回決済日の1ヶ月後、2ヶ月後...以降同様

#### ■ 強制退会と返金につきまして

トラブルとなるような行為、迷惑となる行為や悪影響を与えるような行為、講師への批判や誹謗中傷といった行為全般は固く禁じます。

そのような行為を行うメンバーがいた場合は強制退会処分とさせて頂き、今後我々の一切の企画への参加を認めません。

またその際は既に支払い済みの費用の返金は一切行いません。受講者が規約違反により、強制退会処分を受けた場合でも、本商品の受講料の完済義務を負います。

#### ■クーリングオフにつきまして

本商品のようなオンラインコンテンツやビジネスコンサルをインターネット広告（セールスレターなど）で購入された場合、虚偽の記載がある場合を除きクーリングオフは適用外となります。

そもそも、クーリングオフ制度自体が一般消費者保護のために設けられた法律なので、営業や事業としての取引は対象外です。

セールスレター内、特定商取引法に基づく表記において『返品特約』の記載がありますのでご確認ください。

期間内利用可能な商品をご購入されることとなりますので、遠慮無くどんどん使い倒すつもりでこの期間を有意義にお過ごしください。

以上、少々堅苦しく（あるいは厳しく）思われたかもしれませんが、メンバーの皆さまと気持ちよい関係を築きながら成長していくために必要なことですので、ご了承ください。